最終更新日：2015年12月12日

岩塚製菓株式会社
代表取締役社長 槇　春夫
問合せ先：0258-92-4111
証券コード：2221

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「出稼ぎに行かなくてもいいように、岩塚の地域に産業を興そう」と創業して以来、「会社の事業を通じて、社会の人々に喜びと豊かさを提供し、その見返りとして、この事業に携わる者とその関係者の豊かな生活と社会的地位の向上を図り、併せて地域社会の経済的発展に貢献する」ことを経営理念に掲げてまいりました。
　その中で、会社の所有者である株主の意思や利益を適切に反映させることもまた、重要な課題の一つとして位置づけ、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、消費者・従業員・株主・地域社会・取引先などすべてのステークホルダーに対する経営の公正性・透明性の充実を図り、企業価値の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの、5項目の基本原則に基づいて、事業活動を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（株主の権利・平等性の確保）
当社は、全ての株主の実質的な権利が平等に確保され、適切に行使ができるよう、IR情報については当社ホームページでの発信等により、速やかな情報開示を行っております。また、株主総会の開催日は、より多くの株主が出席し権利を行使できるよう、原則として集中日を外しております。

（株主以外のステークホルダーとの適切な協働）
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出には、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーとの連携・協力が不可欠であると考えております。
当社の経営理念には、従業員、顧客、取引先等、事業に携わる者とその関係者の生活・地位の向上とあわせ、地域社会の経済的発展への貢献を掲げ、その理念に沿って事業を行っております。また、内部通報制度を整備するとともに周知し、適切な協力関係を構築する環境を整えています。
また、IPS（岩塚ニュープロダクションシステム）を全社展開し「あらゆる無駄を排除することによって経営効率の向上を図る」ため、継続的な「改善活動」と「人材育成」に取組んでおります。
「マーケットインへの限りなき挑戦」をテーマとして、顧客満足の向上と経営効率の向上のため、当社は、品質第一主義を標榜し、主原料である米の品質には特にこだわりを持って使用しております。当社が使用する原料米は全て吟味した国産米で、農家との契約栽培米の割合を増やしております。さらに、地域の農家との連携を図りながら、共存する環境を整え、地域の活性化に貢献してまいります。
また、良き「企業市民」として積極的に社会貢献活動をおこなうことを行動規範に掲げ、従業員が積極的に社会貢献活動に取り組める環境づくりとその支援に努めております。

（適切な情報開示と透明性の確保）
当社は、法令に基づき正確で適切な情報開示に努め、会社情報・新製品情報等の提供にも主体的かつ積極的に取り組んでおります。当社ホームページでは適時開示情報の他に、決算短信、会社の経営成績等の財務情報の掲載と、株主通信による会社情報を提供しています。また、企業使命、経営理念、社是、経営姿勢、行動規範を公表し、企業活動の方向性を示しています。

（取締役会等の責務）
当社は、取締役会において株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、企業・経営戦略等に基づく中期経営計画を策定し、その方向性やリスクを把握するとともに、重要事項についての判断・決定を行い、その役割と責務を適切に果たしております。また、社外監査等委員を選任し業務執行取締役への客観的で公正な牽制を行うことにより、執行と監督の分離と経営の透明性を高めております。

（株主との対話）
当社は、ホームページで会社の目指す方向や最新の企業情報を公表しています。また、株主総会後は、役員と株主が意見交換する懇談会を開催し、株主からの建設的意見・要望を経営に活かしております。また、株主をはじめとするステークホルダーからの対話の申込みについては、その目的・重要性ならびに面談者の属性を考慮しながら、適宜、面談や電話による対話を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
岩塚製菓共栄会	296,700	5.20
株式会社北越銀行	280,000	4.91
株式会社第四銀行	250,000	4.38

平石毅一	244,346	4.28
UBS AG SINGAPRE	237,700	4.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	235,461	4.13
槇 政男	202,105	3.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	189,800	3.33
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	172,900	3.03
槇 キク	162,619	2.85

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上記2. (2)「大株主の状況」には、当社所有の自己株式288,145株を含めておりません。また、割合(%)は自己株式を控除して計算しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川　豊	他の会社の出身者											
佐野榮日出	税理士											
深井一男	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川　豊	○	○	―――	金融機関において監査部長を務めていた経験を活かし、経営の客観性・中立性を重視するという観点から、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立委員に指定いたしました。
佐野榮日出	○		株式会社エヌ・シィ・ティの監査役および田辺工業株式会社の常勤監査役を兼務しております。当社と株式会社エヌ・シィ・ティとの間では、広告関連の取引がありますが、金額的重要性はございません。また田辺工業株式会社との間には取引関係はありません。	当社の社外監査役として在任期間中に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っておりました。その実績から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
深井一男	○		―――	

				過去に会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる国税庁での業務および税理士としての豊な業務経験と専門知識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査室、会計監査人は、必要に応じて打合せを行い、内部統制に関する報告、意見交換を実施する予定です。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役に対する賞与

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年度の報酬額については、以下のとおりです。
取締役に支払った報酬　6名6,237万円
監査役に支払った報酬　3名742万円
（うち社外監査役 2名 622万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員）のサポートは主に、内部監査室が行っております。社外取締役（監査等委員）に対しては、事前に取締役会資料を送付し、総務部または経営企画室が必要に応じて事前に議案の内容について説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査等委員会設置会社であり監査等委員会を設置し、専門的な知識を有する監査等委員である取締役による監査・監督機能ならびにコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、経営の健全性・透明性の向上を図ってまいります。
また、業務執行上の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員も出席する役員会におきましては、取締役会から一部の権限の委譲を受け、機動的な案件審議と部門間協議・連携を図っております。
更に、取締役と経営幹部で構成されている経営会議は、毎月１回開催され、経営課題の進捗と情報共有が図られております。
経営の監視・監督機能につきましては、監査等委員３名による監査・監督が実施されており、法令や定款に対する違反や、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益を侵害する事実に対する監査のほか、内部統制システムに基づいた内部統制定例会への出席や内部監査室との意見交換などを実施しております。
（取締役会）
当社の取締役会は、経営方針・中期経営計画・経営方針を策定するとともに、重要な業務執行の決議、監査を行っております。
（監査等委員会）
監査等委員会を設置しており、監査・監督機能とガバナンス体制の一層の強化を図っております。
（役員会）
取締役会から一部の権限の委譲を受け、機動的な案件審議と部門間協議・連携を図っております。
（経営会議）
取締役と経営幹部で構成されている経営会議は、毎月１回開催され、経営課題の進捗管理と情報共有が図られております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

効率的な運営を行うためで、少人数による迅速な意思決定が可能な体制としており、取締役会においては議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の一層の監督機能の強化および透明性を図ることを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に出席をしていただくため、集中日を回避した株主総会開催日を設定しております。
その他	ビジュアル化による業績の説明を行うとともに、当社をより一層ご理解いただくため、定時株主総会終了後に株主懇談会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長・財務担当役員を説明者として業績の状況および今後の経営方針、業績見通し等についての説明会を実施しております。また、説明会で使用された資料については、当社ホームページ上で、ご覧いただけます。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家との個別訪問ミーティング・電話会議のほか、スモールミーティングを開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信・株主通信・会社説明会配付資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、行動規範等に各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、環境保全活動に努めております。ISO14001の認証取得（営業所除く）、地域の環境美化活動、ノーマイカーデー等の環境負荷低減活動への積極的参加をしております。また、東日本大震災復興支援活動を継続的に行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページでは、法定開示書類をはじめとする開示内容を充実させることに努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

3. 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。

4. 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は子会社管理規程を定め、子会社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

7. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の 他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項 ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

8. 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および 使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に 重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。

9. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置している。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは 償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力に対する基本的な考え方について
当社では、市民生活や企業活動にとって脅威を与え、健全な社会・経済生活の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除するべく、態勢を整備するとともに、外部の専門機関と連携をとり、組織的な対応を行っていく。

2.反社会的勢力の排除に向けた整備状況について

⑴対応部署の設置
不当要求を受けた場合等の対応統括部署を管理本部とし、有事にあたっては関係部門や外部の専門機関と緊密に連携をとり、組織的に対応する。
⑵暴力団排除条項の導入
取引先等の契約書に、反社会的勢力を排除する条項を導入し、反社会的勢力と関係を遮断する。
⑶情報の招集・管理
外部の専門機関等から情報収集を行い、管理本部での一元管理の下、不当要求対応マニュアルとともに整備、確認する。
⑷研修・教育活動の実施
社内研修を通じ、倫理規範・人種、コンプライアンスをはじめ、不当要求に対する対応方法等の教育を実施する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

平成19年5月21日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決議し、また、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成19年6月27日開催の定時株主総会において株主からの承認を得られたことによって、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入いたしております。
平成25年6月25日開催の定時株主総会の承認を受け、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を一部見直した上で、更新いたしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

岩塚製菓株式会社は、安全・安心な米菓を製造、販売することによって、日本の伝統ある食文化を世界に広め、社会の人々に喜びと豊かさを提供していくという経営理念を旨とし、食品安全方針と環境方針を掲げ、従業員一人一人が食品安全と環境保全の意識を高め、積極的な取り組みをしてまいります。

食品安全方針

1.『できたて』でおいしい米菓を提供することで、お客様に笑顔をお届けいたします。
2. 食品衛生法、その他の法規制及び利害関係者との同意事項を遵守します。
3. 常にお客様の声に耳を傾けるとともに、製品に表示する情報も含めた製品情報を正確で分かりやすく提供いたします。
4. ISO22000に基づいた食品安全マネジメントシステムを構築し、常に安全な商品を提供できるよう、その維持と継続的な改善に努めてまいります。
5. 食品安全方針をすべての従業員に周知させるとともに、食品安全目標を設定し、随時見直しを行います。

環境方針

1. 常に美味しさを追求し、お客様の笑顔創出のため、良い原料を吟味するとともに高い技術力で社会に貢献します。
2. 産地、生産者との連携を強化し、信頼できる原料調達を推進することで共に発展することに努めます。
3. 企業責任を果たすべく、ボランティア活動を通じCSR活動に積極的に努めます。
4. 事業活動を行う上での環境影響について、次の項目を重点テーマとして取り組みます。
(1)電気、燃料の省エネ活動に努め、CO2削減に取り組みます。
(2)加工技術向上に努め、廃棄物・ゴミの低減に取り組みます。
5. 環境側面に関わる法令及びその他の要求事項を遵守し、環境汚染予防に対して適切な目的・目標を定め継続的改善活動を実施します。
6. この環境方針を、社員教育・ポスターを通じて全従業員及び関係者に周知し、環境への意識向上に努めます。